

証券コード：3800
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日2024年5月29日)

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号

株式会社ユニリタ

代表取締役社長 北野 裕行

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.unirita.co.jp/ir/stocks/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、9頁記載の「議決権行使についてのご案内」のとおり、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午後1時（正午より受付開始）
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階「ザ・グランドホール」
※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、
お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第42期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続更新の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しています。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/3800/>



～株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内～

- ▶ 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- ▶ 株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。

株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ 本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2024年6月20日株主総会終了までとなります。

1. 株主総会ライブ配信日時

2024年6月20日（木曜日） 午後1時～株主総会終了まで

※ 当日ライブ視聴画面は、開始時間1時間前頃よりアクセス可能となります。

※ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時～2024年6月18日（火曜日）午後5時まで

3. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）
議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。
「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

* 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>

②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

《 ログインID：9999-9999-9999-999
パスワード：999999 》

スマートフォン QRコード読込

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)



○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切取り願います。
○インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらかじめ議決権行使をお願いします。

○このほかきは、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようお願いいたします。

読み取り



(受取人)
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

料金受取人私郵便



差出有効期間
年 月 日
まで

郵便はがき

137-8683

(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ①以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

- ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

- ③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufig.jp>

②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID : 9999-9999-9999-999

パスワード : 9999999

スマートフォン QRコード読み込み

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。
○インターネットにより議決権行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

○このはがきは、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書面記載のURLにアクセスしていただく必要はありません。

利権受取人住所郵便
137-8683
郵便はがき

差出有効期間
日 まで

(受取人)
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインIDと
パスワードを入力

Engagement Portal

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

①

パスワード

② 利用規約に同意する

③

⑦ よくあるご質問はこちら

4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



②当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。**
- ✓ **議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。**
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5. 事前質問について

事前質問期限までに株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ①ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ②ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ✓ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ ご質問は原則として、お一人様につき2問とさせていただきます。ご協力をお願い申し上げます。
- ✓ ご質問は1問につき200文字以内でお願い申し上げます。
- ✓ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。その他の質問については、本株主総会終了後に当社ホームページ等に回答を掲載させていただく予定です。
- ✓ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

《推奨環境》

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。
なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0 以降
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9時～午後5時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

議決権行使についてのご案内



当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2024年6月20日（木曜日）午後1時（正午より受付開始）**

事前行使のご案内



郵送により議決権を行使する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2024年6月19日（水曜日）午後5時 到着分まで**



インターネットによる議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 **2024年6月19日（水曜日）午後5時 入力完了分まで**

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

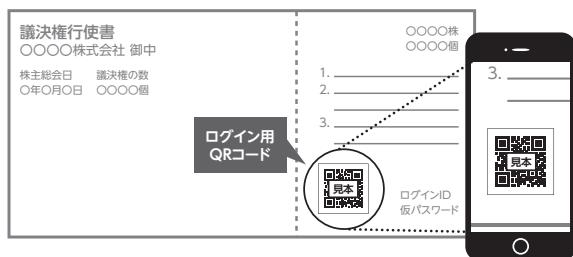
2024年6月19日（水曜日）午後5時 入力完了分まで

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

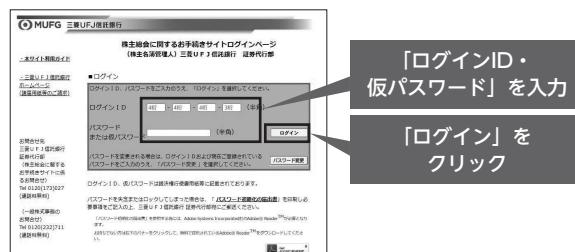
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員は任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含めた取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	きた の ひろ ゆき 北 野 裕 行	代表取締役 社長執行役員	再任
2	ふじ わら たつ や 藤 原 達 哉	取締役 常務執行役員	再任
3	の むら こう いち 野 村 剛 一	取締役 上席執行役員	再任
4	かね こ のり こ 金 子 紀 子	取締役 上席執行役員	再任
5	み つ ぎ よし ひと 三ツ木 義 人	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員
6	いの うえ はる お 井 上 治 夫	—	新任 社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
1	 <p>きた の ひろ ゆき 北 野 裕 行 (1970年10月22日生)</p> <p>再任</p> <p>在任10年 所有する当社株式の数 56,692株</p>	<p>1994年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 営業本部担当 兼 株式会社ビーエスピー ソリューションズ 代 表取締役社長 2014年4月 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部長 兼 西日 本統括部長 2014年6月 取締役 執行役員 営業本 部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本統括部長 2015年4月 取締役 執行役員 営業本 部 西日本事業部長 2017年4月 代表取締役 社長執行役 員 内部監査室担当</p> <p>2021年4月 代表取締役 社長執行役 員 コーポレートスタッ フ部門担当 2022年4月 代表取締役 社長執行役 員 コーポレートスタッ フ部門・グループ業務本 部担当 2022年6月 代表取締役 社長執行役 員 コーポレートスタッ フ部門担当 2023年4月 代表取締役 社長執行役 員 経営戦略本部・内部 監査室担当 2024年4月 代表取締役 社長執行役 員 内部監査室担当 (現在に至る)</p> <p>取締役候補者とした理由等 同氏は、子会社社長および当社の営業責任者を務めた経営経験と実績を有し、2017年4月からは代表取締役 社長執行役員に就任しました。そして、今般2024年度をスタートとする3か年中期経営計画を策定し、現在、当社グループの成長戦略を主導しております。当社は、デジタル変革の環境下、同氏が事業構造変革の牽引役として適任であると判断し、当社取締役候補者としております。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
2	 <p data-bbox="228 402 424 480">ふじ 原 達 哉 (1964年9月25日生)</p> <p data-bbox="299 500 359 530">再任</p> <p data-bbox="278 545 379 571">在任4年</p> <p data-bbox="228 586 429 644">所有する当社株式の数 8,909株</p>	<p data-bbox="455 189 886 243">1985年4月 株式会社両備システムズ 入社</p> <p data-bbox="455 250 886 276">1991年7月 株式会社リクルート入社</p> <p data-bbox="455 284 886 338">2008年3月 株式会社野村総合研究所 入社</p> <p data-bbox="455 346 886 400">2010年10月 株式会社ビーエスピーソ リューションズ入社</p> <p data-bbox="455 408 886 462">2012年4月 同社 取締役 SMO推進 部 部長</p> <p data-bbox="455 470 886 524">2017年4月 同社 代表取締役社長 (現任)</p> <p data-bbox="455 532 886 586">2019年4月 当社 執行役員 クラウド ビジネス本部副本部長</p>	<p data-bbox="922 189 1345 303">2020年4月 執行役員 クラウドビジ ネス本部 副本部長 兼 DXサービスインテグ レーション部長</p> <p data-bbox="922 311 1345 426">2020年6月 取締役 執行役員 クラウ ドビジネス本部副本部長 兼 DXサービスインテグ レーション部長</p> <p data-bbox="922 433 1345 518">2021年4月 取締役 常務執行役員 ク ラウドサービス事業本部 長</p> <p data-bbox="922 526 1345 625">2024年4月 取締役 常務執行役員 サ ービスマネジメント本部 長 兼 品質保証室長 (現在に至る)</p>
		<p data-bbox="455 651 742 677">取締役候補者とした理由等</p> <p data-bbox="455 684 1345 836">同氏は、大手IT企業を経て、当社グループにおいてコンサルティング事業子会社の経営に参画し、同社の業容の拡大を推進し、2020年度に取締役 執行役員に就任しました。当社は同氏が、当社グループのクラウドビジネスおよびDX対応に向けた事業戦略の推進にあたり、その経験と見識をもとに、リーダーシップを発揮できる人材と判断し、当社取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
3	 <p>のむらこういち 野村 剛一 (1965年7月10日生)</p> <p>再任 在任2年</p> <p>所有する当社株式の数 15,651株</p>	<p>1989年3月 株式会社ソフトウェア・エージー・オブ・ファースト (1996年8月(株)ビーコン インフォメーション テクノロジーに商号変更、2015年4月 当社と合併) 入社</p> <p>2007年4月 同社 執行役員 カスタマーサービス部長</p> <p>2015年4月 当社 執行役員 新ビジネス本部データアナリティクス部長 兼 ESB部長</p> <p>2019年2月 備実必(上海) 軟件科技有限公司 董事長 (現任)</p>	<p>2021年4月 当社 執行役員 プロダクトサービス事業本部副本部長 兼 メインフレーム部長</p> <p>2022年4月 当社 上席執行役員 プロダクトサービス事業本部長 兼 メインフレーム部長</p> <p>2022年6月 当社 取締役 上席執行役員 プロダクトサービス事業本部長 兼 メインフレーム部長</p> <p>2024年4月 取締役 上席執行役員 プロダクトサービス事業本部長 (現在に至る)</p>
		<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、当社グループのコアコンピタンスの一つであるデータ活用分野における豊富な業務経験と見識を有しており、当社グループにおけるコア事業であるプロダクトサービス事業の収益基盤確保と再成長の牽引役として適任であると判断し、当社取締役候補者としております。</p>	
4	 <p>かねこ のりこ 金子 紀子 (1969年6月23日生)</p> <p>再任 在任2年</p> <p>所有する当社株式の数 11,639株</p>	<p>1992年3月 株式会社ソフトウェア・エージー・オブ・ファースト (1996年8月(株)ビーコン インフォメーション テクノロジーに商号変更、2015年4月 当社と合併) 入社</p> <p>2019年4月 当社 執行役員 営業本部長 兼 パートナービジネス部長 兼 マーケティング部長</p>	<p>2021年4月 当社執行役員 セールスユニット ゼネラルマネージャー 兼 クラウドサービス事業本部 副本部長</p> <p>2022年4月 当社 上席執行役員 グループ業務本部長</p> <p>2022年6月 当社 取締役 上席執行役員 グループ業務本部長</p> <p>2024年4月 取締役 上席執行役員 コーポレート業務本部長 (現在に至る)</p>
		<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、当社における技術部門、営業部門双方での豊富な業務経験と部門改革を遂行した実績を有しており、今後の当社の成長の基盤となる管理部門における変革の牽引役として適任であると判断し、当社取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
5	 <p>み つ ぎ よ し ひ と 三ツ木 義 人 (1957年12月23日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>在任5年 所有する当社株式の数 16,300株</p>	<p>1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社 (1988年1月(株)野村総合研究所と合併) 入社</p> <p>1999年10月 同社 流通システム一部長</p> <p>2001年4月 同社 人事部長</p> <p>2002年4月 同社 執行役員 人事担当</p> <p>2008年4月 同社 常務執行役員 流通システム事業本部長</p>	<p>2011年4月 同社 常務執行役員 コンプライアンス・人材開発センター・人事・総務・情報システム・情報セキュリティ担当</p> <p>2016年4月 同社 常務執行役員 関西支社長 兼 中部支社長</p> <p>2017年4月 同社 理事</p> <p>2019年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)</p>
		<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>同氏は、長年にわたる大手IT企業の実務と役員経験をもとにした、IT企業経営に関する高い見識を有していることから、当社の経営判断および取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。</p>	
6	 <p>い の う え は る お 井 上 治 夫 (1957年12月6日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>所有する当社株式の数 —</p>	<p>1981年4月 株式会社三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2008年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 執行役員 法人企画部長</p> <p>2010年6月 三菱UFJニコス株式会社 常務執行役員</p> <p>2011年6月 同社 取締役 兼 常務執行役員</p> <p>2012年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員</p>	<p>2014年6月 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員</p> <p>2019年6月 同社 顧問</p> <p>2020年4月 双日株式会社 専務執行役員</p> <p>2022年4月 同社 副社長執行役員</p> <p>2023年4月 同社 顧問</p> <p>2024年3月 同社 顧問退任</p>
		<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>同氏は、長年にわたり金融機関ならびに事業会社における企業経営に携わった経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、当社社外取締役候補者としております。</p>	

<取締役候補者について>

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三ツ木義人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 三ツ木義人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 井上治夫氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 井上治夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています（ただし、違法行為の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社が社外取締役に期待する役割・責務は次のとおりであります。
 - ①経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと
 - ②経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
 - ③当社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
 - ④経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること
 - ⑤経営陣幹部の指名・報酬の決定プロセスについて、指名・報酬委員会を通じて、取締役会に適切な関与・助言を行うこと
 - ⑥当社株式の大規模買付行為に関する対応方針が、当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止するために、企業価値検討委員会を通じて、取締役会に適切な勧告あるいは意見表明を行うこと

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役の御子柴一彦氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
 <p>みこしば かず ひこ 御子柴 一彦 (1965年7月11日生)</p> <p>再任</p> <p>独立役員</p> <p>在任7年</p> <p>所有する当社株式の数 —</p>	<p>1995年10月 司法試験 合格 2006年4月 慶応義塾法科大学院 非常勤講師</p> <p>1998年4月 司法研修所 終了 日弁連に弁護士登録(東京弁護士会) 2008年8月 株式会社クラスト 社外監査役</p> <p>小沢・秋山法律事務所 入所 2017年6月 当社 社外監査役(現在に至る) (現在に至る)</p> <p>2001年1月 東洋電機製造株式会社の法務相談を担当</p> <p>社外監査役候補者とした理由等 同氏は弁護士としての専門知識と、上場会社における法務業務に精通し、その経験や知識を活かし、監査体制の強化を期待することができるためです。取締役の職務執行監査、取締役会の意思決定監査、取締役会の監督義務履行状況監査といった、監査役としての職務を遂行するうえで、バランスのとれた判断能力を有し、コーポレートガバナンスに造詣が深く、人物的にも監査役会メンバーとして協働いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 御子柴一彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は御子柴一彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しており、同氏が本定時株主総会において監査役に選任され就任した場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。候補者が本定時株主総会において監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 御子柴一彦氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が本定時株主総会において監査役に選任され就任した場合には、引き続き、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

ご参考：取締役会・監査役会のスキル・マトリックス

第1号ならびに第2号議案が承認された場合の取締役会・監査役会の構成および各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

それぞれの専門性の発揮と全体としてのバランスをとることで、取締役会・監査役会の多様性を確保するとともに、様々なビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっています。

氏名/ 株主総会終結後の 地位（予定）	取締役会・監査役会の構成員として期待する知見・経験・専門性						
	企業経営	IT・ デジタル	営業 ・ マーケ ーテ ィング	財務 ・ 会計	人事労務	法務 ・ リスク 管理	グロー バル
北野 裕行 代表取締役 社長執行役員	●	●	●				●
藤原 達哉 取締役 常務執行役員	●	●	●				
野村 剛一 取締役 上席執行役員	●	●	●				●
金子 紀子 取締役 上席執行役員	●			●	●	●	
三ツ木 義人 社外取締役	●	●			●	●	
井上 治夫 社外取締役	●			●	●	●	
竹中 豊典 社外監査役	●			●		●	●
御子柴 一彦 社外監査役					●	●	
佐藤 昌敏 社外監査役	●	●				●	

（注）上記は、特に期待する知見・経験・専門性であり、各人の有するすべてのスキルを表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、引き続き補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)			
 あ べ みち こ 阿 部 通 子 (1972年6月18日生) 所有する当社株式の数 ー	1995年4月	株式会社ビーエスピー (現:株式会社ユニタ) 入社	2013年1月	株式会社ドワンゴ入社
	2003年10月	株式会社スカイラピスへ 転籍	2013年11月	恒心綜合法律事務所(現: 法律事務所 Steadiness) 入所
	2010年2月	学校法人東京理科大学入 職	2014年9月	竹橋法律事務所設立
	2011年11月	最高裁判所司法研修所 入所(新65期 司法修習 生)	2020年7月	八雲法律事務所入所 (現任)
	2012年12月	弁護士登録(第二東京弁 護士会)	2021年4月	株式会社ジィ・シィ企画 社外監査役 就任 (現任)
	補欠の社外監査役候補者とした理由等 同氏は弁護士としての専門知識に精通しており、また上場会社の監査役を務めた経験や知見を有していることから、当社の実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿部通子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 阿部通子氏が補欠監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 阿部通子氏が補欠監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続更新の件
当社は、2022年6月23日開催の第40期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式にかかる大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続更新しておりますが、現プランの有効期限は2024年6月20日開催の第42期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は2024年5月14日開催の取締役会において、さらに2年間の継続更新（以下、継続更新後の買収への対応方針を「本プラン」といいます。）を本総会に上程することを決議いたしました。本議案は、本プランの継続更新につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

【1】継続更新の必要性

当社は、買収への対応に関する現プランの内容、そして法制面・経済的環境を多面的に検討した結果、買収への対応方針の重要性が変わるところはないと判断し、現プランに所要の変更を加え、本総会に本プランの2年間の継続更新を諮るものであります。

【2】継続更新に伴う変更内容の概要

本継続更新における本プランの変更点はありません。

なお、本プランの継続更新および内容につきましては、社外監査役3名全員が、具体的運用が適正に行われることを条件として同意しております。

また、本日現在、当社に対する当社株式の大規模買付行為の提案、申し入れ等は一切ありませんので、念のため申し添えます。また、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は本プラン別紙5のとおりです。

【3】継続更新後の本プランの内容

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、そのような買付提案を一概に否定すべきではないと考えております。

しかしながら、株式市場においては、買付の対象会社（以下、対象会社）の取締役会の賛同を得ず一方的に大規模買付行為の提案を強行する動きがいまだに発生しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営基本理念、企業価値の源泉、各ステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者である必要があります。

したがって、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み

1. 当社グループの事業内容

当社グループ（当社および子会社である株式会社ビーエスピーソリューションズ、備実必（上海）軟件科技有限公司（略称BSP上海）、株式会社ヒューアップテクノロジー、株式会社ビーティス、株式会社データ総研、株式会社ユニ・トランド、株式会社ユニリタプラス、株式会社無限、株式会社ユニリタエスアールの主要10社により構成）は、グループの事業セグメントを「プロダクトサービス」「クラウドサービス」「プロフェッショナルサービス」の3つに編成し、デジタル技術を活用した社会課題解決を目指し、環境変化のスピードと多様化するマーケットに適応すべく事業を推進しています。各セグメントの役割は下記のとおりです。

「プロダクトサービス」

中期的な収益基盤としてグループの成長投資を支える源泉を担う位置付けです。これまで培ってきたシステム運用領域の事業の強みを進化させDX（デジタルトランスフォーメーション）の環境下における顧客ニーズへの対応力強化と事業効率の追求により、「安心して使いつけていただける」サービス提供と新規事業開発のリソースを創出するものです。

当社はこれまで、自社開発のオープン系パッケージソフトを中心に、システム運用領域では、基幹業務システムの運用を正確・効率的に稼働させるために必要なソフトウェア製品ならびにサービスを提供しています。中でも、メインフレーム事業では、金融機関や生損保、大手製造業のお客様を中心とした基幹業務システムの運用管理のためのメインフレーム（大型汎用機）コンピュータ向け自社ソフトウェア製品の販売・サポート事業を30余年にわたりに行っており、業界での競争優位性の源泉となっています。

「クラウドサービス」

当社グループでは、プロダクトの売り方の変化への対応と併せて、これまでの事業で培った知見をもとに顧客のDXを支援するためのクラウド環境でのサービス開発を進めています。

今日のデジタル技術の進化は、顧客ニーズや購買動向を「所有から利用」へと大きく転換させる誘因となっています。この潮流変化は、当社のプロダクトの提供方法についてもサービス化への対応を迫るものですが、同時にマーケットの拡大の機会にもつながります。

当社グループにおけるマーケット開拓では、これまでの事業で比率の高かったIT課題解決領域から事業課題、社会課題解決へと領域を拡大することで、顧客がサービスとしての便益を求める新しい市場でスケールするビジネスモデルの構築を目指します。そして、将来の事業の柱として確立させるためにリソースを集中し、次なる収益基盤としての成長を目指します。

「プロフェッショナルサービス」

当社グループのコアコンピタンスである「データ」「プロセス」「サービス」の3つのマネジメント領域における強みと専門性を持つ子会社群（株式会社ビーエスピーソリューション

ズ、株式会社データ総研、株式会社無限、株式会社ユニリタエスアール）で構成されています。

本セグメントは、プロダクトサービスやクラウドサービスの顧客価値を高める役割を果たし、グループ事業の第2の成長エンジンとして機能させる位置付けです。顧客がDXの成功体験を実現するためには、ITサービスベンダーとしてもサービス連携における幅広い対応力が求められます。当社グループとしては、業界内でも競争優位性のあるシステム運用やデータマネジメントのコンサルティングから、サービスの導入支援、システムインテグレーション、システム運用のアウトソーシングに至るサービスをワンストップで提供できる体制を構築します。

2 当社グループの企業価値の源泉

当社グループは、1980年代に日本では数少ない独立系の自社開発パッケージソフトウェアメーカーとして創業した当社（旧株式会社ビーエスピー）を中心としたグループです。当社は、大手企業を顧客基盤とし、メインフレームコンピューターのシステム運用の自動化ソフトウェアを中心に、産業界のIT化の進展とともに順調に事業を拡大してきました。以降、30余年にわたる事業実績をもとに、「システム運用」と「データ活用」のIT領域における専門性と顧客基盤の強みを活かし、当社を中心とした企業集団を形成してきました。特に、当社創業以来の事業であるメインフレーム事業は、30余年にわたり金融機関や大手企業を中心に、社会インフラともいえる顧客の基幹システムの運用を支える製品を提供し続けており、当該市場における高い競争優位性を持っています。

これまで当社グループは、システムのオープン化、ダウンサイジング化、クラウドの普及、ビッグデータ活用、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった、時代とITの進化に適応すべくグループ戦略をベースとした事業構造の変革と成長を実現しています。現在、当社グループの顧客層は、日本の産業界33業界の全てを網羅し、顧客数は約2,000社にのぼっています。

3 企業価値向上のための取組み

ITの急速な進化は、顧客の購買動向やニーズを「保有」から「利用」へと大きく変えようとしています。このような変化を受け、現在、当社グループでは、事業構造を「製造・販売型」から「サービス提供型」への転換、事業のサービスシフトを進めています。

ITの活用が産業界や企業にとっての事業創造や変革に欠かせない現在、当社グループでは、これまで培ってきた事業の強みをベースに、お客様のDXのスムーズな実現のために、システムライフサイクルの上流（コンサルティング）から設計、開発、構築、保守・運用、BPOに至るまで、グループ各社が一丸となって支援する体制をグループ・ワンストップ型で構築しています。加えて、ITの進化の速さ、多様化する顧客ニーズに対応するために、自社単独ではなく、それぞれの業界に強みを持つパートナー企業と当社グループならではの強みを持つ製品やサービスを組み合わせたソリューション提供を行う協業モデル化戦略を推進し、付加価値の高いサービス提供体制を実現しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プランの目的

当社では、企業価値および株主共同の利益をさらに向上させるため、中長期的なスパンでの研究開発投資を実施し、高い技術力を備えた人材を育成するためのプログラムを実施しております。仮に、当社の経営権を奪う者が現われた場合、その者が当社の企業価値の源泉を理解せず、それを活かす諸施策を継続しなければ当社の企業価値は大きく毀損されることとなります。また、当社がお客様に対して実施してきたきめ細かなアフターケア、保守サービス、特に製品バージョンアップの無償提供やライセンス交換サービスなどが維持されなければ、当社はおお客様の支持を失うこととなります。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模買付が行われた際、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間と情報を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するための措置が必要不可欠であると判断しております。このような基本方針および近時の司法判断の内容等に鑑み、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下の本プランの内容を継続することを決議いたしました。

2 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる買付行為

本プランにおける「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。ただし、予め当社取締役会が同意したものを除きます。また、「大規模買付行為」を行う者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われる者を含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等

の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし
ます。）、または②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株券等
の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項
に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27
条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(2) 企業価値検討委員会の設置

対抗措置が当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止するために、当社は3名
以上の委員からなる企業価値検討委員会を設置いたします。

企業価値検討委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項、および必要と判断する
事項について勧告あるいは意見表明を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するも
のとしします。

また対抗措置の発動には、必ず企業価値検討委員会の勧告を経るものと定款に定めてお
り、取締役会の判断の公正を確保する手段として実質的に機能するよう位置付けておりま
す。

企業価値検討委員会の招集権限は、当社代表取締役、監査役および各委員が有します。

大規模買付者が当社取締役会に開示した情報は遅滞なく企業価値検討委員会に提供され
ます。また、企業価値検討委員会は、当社取締役会に対し当社グループに関する必要な情
報の提供を求めることができるものとします。

なお、企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴は、別紙4をご参照ください。

(3) 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を行おうとする者には、本プランに従う旨の「買収意向表明書」を事前
にご提出いただきます。当該買収意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠
法、代表者の氏名、国内連絡先および大規模買付行為の概要を明示していただきます。当
社取締役会は、買収意向表明書を受領後、速やかにその旨を開示し、買収意向表明書を受
領した日から10営業日以内に、当社取締役会に提供いただく必要情報（以下「本必要情
報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。本必要情報は以下のとおりで
す。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員その他の
構成員を含みます。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容）
- ② 当社株式取得の目的および想定する株式の取得方法（対価の種類・価格、買付けの時
期を含みます。）
- ③ 対価の算定根拠（算定方法、算定用数値情報を含みます。）および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付者に対する資金供与者の名称その他の概要
- ⑤ 大規模買付完了後の経営方針および事業計画（企業価値を維持・向上させる方策等）
- ⑥ 大規模買付行為完了後の当社グループの従業員、お客様、取引先、地域社会その他の
利害関係者との取引についての対応方針

⑦ その他企業価値検討委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会が、本必要情報を精査した後、不十分と判断する場合には、提出期限を定め追加情報の提出を求めることがあります。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した旨を証明する書面を当該大規模買付者に交付した後に、当該書面を交付した事実およびその交付日を開示いたします。また、本必要情報について、当社株主の皆様判断のために必要と認める場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

(4) 取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、次の①または②による期間を設定します。大規模買付行為は、次の評価期間が経過した後にのみ実施されるものとします。

① 60日：現金を対価とする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合

② 90日：上記①以外の大規模買付行為の場合

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じ外部の第三者の専門家等の助言を受けながら、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為の評価・検討を行います。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

①大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。対抗措置は、当社取締役会が最も適切と判断したものを選択いたします。新株予約権の無償割当を実施する場合の概要は別紙2に記載のものが考えられます。

②大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する買付提案に対する評価・意見・代替案を考慮の上、当社株主の皆様においてご判断いただきます。ただし、以下のいずれかに該当すると認められる場合、対抗措置をとることがあります。

(a)大規模買付者の買付けが以下に定める類型に該当する場合

i)当社グループの経営に参加する意思がなく、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的による買付け（グリーンメイラー）。

ii)大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的での買付け（焦土化経営）。

- iii)大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定での買付け（資産流用）。
 - iv)大規模買付者が、当社資産等の売却処分等の利益をもって一時的に高額株主還元をするか、または一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的で行う買付け（一時的に高配当）。
- (b)最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付けする等、株主に事実上売却を強要する行為（強圧的二段階買収）。
- (c)大規模買付者が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えないで行う買付け。
- (d)大規模買付者の買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後における当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な買付け。
- (e)当社グループの技術力、技術力を支える従業員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される買付け。

③株主総会決議における対抗措置の発動

当社取締役会は、企業価値検討委員会から対抗措置の発動に当たり株主総会の承認を得ることを条件とする旨勧告された場合、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に係る議案を付議いたします。その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、当社取締役会の意見および企業価値検討委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等に従って適時適切に開示いたします。

株主総会開催の場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議（普通決議によるものとします。）に従います。大規模買付者は、株主総会で対抗措置発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を実行できないものといたします。なお、株主総会の結果につきましては速やかに開示いたします。

④対抗措置発動の中止

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

当社取締役会が対抗措置の発動の中止を決議した場合、速やかに当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には、以下の手続となります。

- a) 新株予約権の無償割当てが決議され新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。

b) 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日の前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による新株予約権の無償取得を行います。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結の時から2年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間満了前に株主総会または当社取締役会により廃止の決議が行われた場合、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、企業価値検討委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、本プランを修正し、または変更した場合は、その内容を適時適切に開示いたします。

3 株主または投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランは、新株予約権の無償割当て等の具体的な対抗措置を発動するまでは、株主および投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他後記(3)②に記載の手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、後記(3)③に記載のとおり、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認められた者等（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がかかる取得手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および金銭の払込みなく当社株式を受領し、当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、当社は、割当期日および新株予約権の無償割当ての効力発生後も、新株予約権の行使期間の開始日の前日までは、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権者に当社株式を交付せず無償にて新株予約権を取得することがあります。この場合、割当期日後および効力発生日後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る

可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続き

① 名義書換の手続き

当社取締役会において、新株予約権の無償割当実施の決議を行った場合には、当社は、新株予約権の無償割当にかかる割当期日を法令および当社定款に従い公告いたします。

この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様が新株予約権が無償割り当てされますので、割当期日までに速やかに振替申請していただく必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当の効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使手続き

当社取締役会は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当後、権利行使期間内で、かつ当社による新株予約権の取得の効力発生までの間に、上記必要書類を提出し新株予約権1個当たり1円を下限として当社取締役会が定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1株の当社株式が発行されます。

③ 当社による新株予約権の取得手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、別途定める日において、新株予約権を取得いたします。また、新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付する時は、速やかに交付いたします。手続きの詳細は、実際に新株予約権の無償割当を行う際に、株主の皆様へ別途お知らせいたします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本プランが上記Ⅰ.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

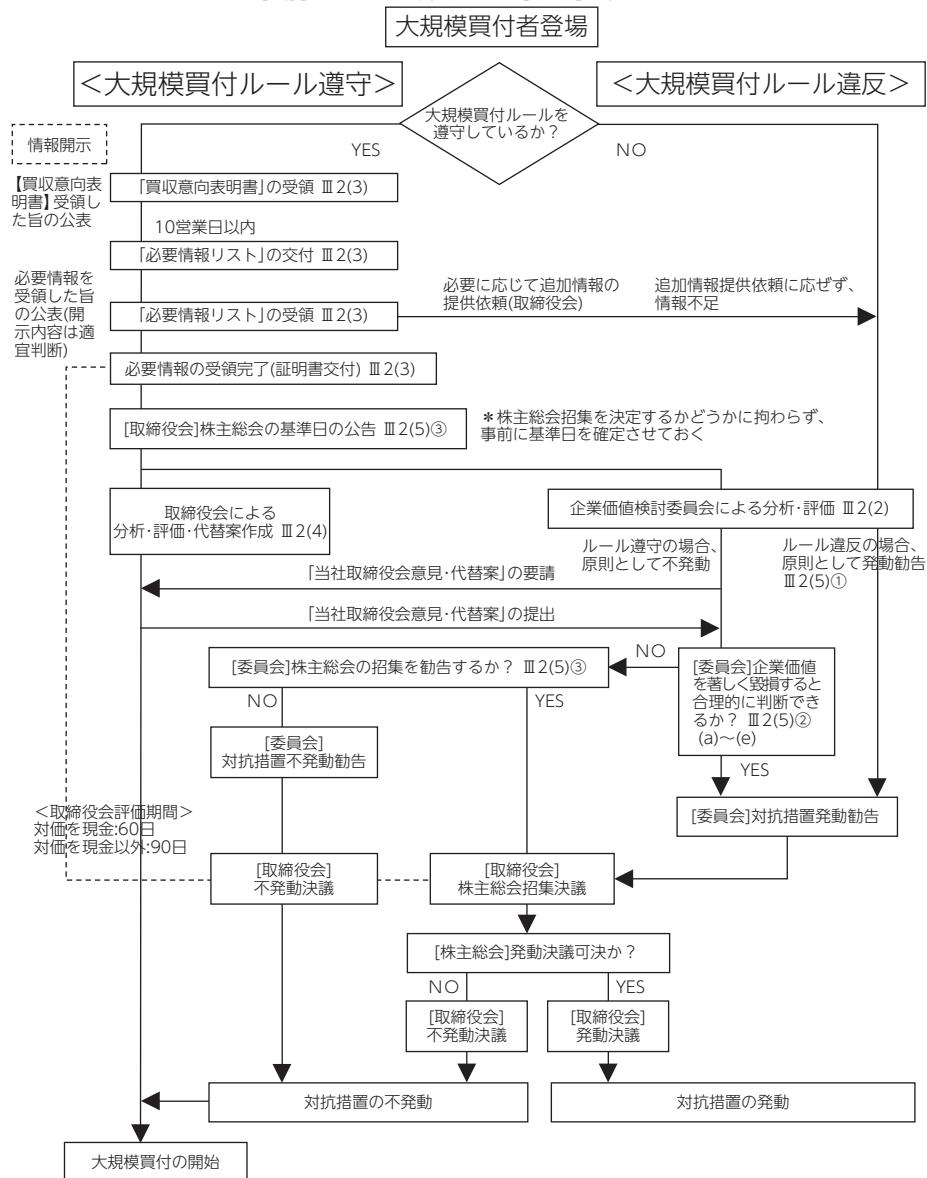
本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則を充足しております。また、本プランは、経済産業省が2008年6月30日に発表した企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、さらに2023年8月31日に

発表した「企業買収における行動指針」の報告書内容にも沿っております。

- (2) 企業価値および株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されていること
本プランは、大規模買付行為がなされた際、当該買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、大規模買付者と交渉を行うことを可能とし、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであります。
- (3) 株主意思を重視するものであること
本プランは、本総会におきまして出席株主の過半数の賛成をもって承認可決されなかった場合は廃止されます。
また、有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で変更または廃止されるものといたします。
さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされております。そのため、本プランの導入および廃止には、株主の意思が反映される仕組みとなっております。また、定款変更においても株主意思をお諮りしております。
- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視
当社は、本プランにおける対抗措置の発動、変更等の実質的な判断を行う機関として、社外取締役、社外監査役または社外の有識者等の独立性の高い社外者で構成する企業価値検討委員会を設置いたします。そのため、本プランの運用は、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっております。
- (5) 合理的な客観的要件の設定
本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- (6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと
当社取締役の任期は全員が1年であり、本プランの廃止について特段の手續きの制約を設けられていないことから、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）もしくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）に該当しません。

以 上

事前警告型買収への対応方針フロー図



<別紙 2 >

新株予約権の無償割当の概要

1. 新株予約権の割当の対象となる株主と割当条件
当社取締役役会所定の基準日の最終株主名簿に記録された株主に、その所有株式（ただし、当社保有の普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法
新株予約権の目的となる株式は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの株式の数は取締役会にて決定する。ただし、株式分割または株式併合を行う場合、所要の調整を行う。
 - (2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
各新株予約権の行使に際して払込すべき額は1円以上の金額で当社取締役会が決定する。
 - (3) 新株予約権を行使する期間
新株予約権の行使期間は、当社取締役会が別途定める期間とする。
 - (4) 新株予約権の行使条件
大規模買付者の株券等保有割合が合計20%以上で、かつ企業価値検討委員会が当該買付行為が下記いずれかに該当すると判断した場合、非適格者は新株予約権を行使できない。
 - ① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合
 - ② 大規模買付者の買付けが以下に定める類型する場合
 - (a) 当社グループの経営に参加する意思がなく、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的による買付け（グリーンメイラー）
 - (b) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的での買付け（焦土化経営）
 - (c) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定での買付け（資産流用）
 - (d) 大規模買付者が、当社資産等の売却処分等の利益をもって一時的に高額株主還元をするか、または一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的で行う買付け（一時的に高配当）
 - ③ 最初の買付けで全株式の買付を勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付する等、株主に事実上売却を強要する行為（強圧的二段階買収）
 - ④ 大規模買付者が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えないで買付け
 - ⑤ 大規模買付者の買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の待遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な買付け
 - ⑥ 当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される買付け

- (5) 新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項
資本金等増加限度額の2分の1に相当する額を資本金とし、その余を資本準備金とする。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡により取得するには、当社の承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の取得
非適格者以外の新株予約権についてのみ、本新株予約権1個につき当社普通株式1株から3株の交付を条件に、取得日の前日までに未行使の全ての新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。

<別紙3>

企業価値検討委員会の概要

1. 企業価値検討委員会の設置および委員等

- (1) 当社定款第53条の規定に基づき、企業価値検討委員会を設置する。
- (2) 企業価値検討委員会は3名以上の委員で構成し、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、および社外の有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれに準ずる者を含む。）の中から選任する。
- (3) 企業価値検討委員の選任および解任の決議は、過半数の取締役が出席する取締役会において3分の2以上の賛成を要する。

2. 企業価値検討委員会の招集および決議等

- (1) 企業価値検討委員会委員、代表取締役および監査役会は、企業価値検討委員会の招集権限を有する。
- (2) 企業価値検討委員会の議事は、過半数の推薦を得た委員が執り行い、その決議は、過半数の委員の出席の上、3分の2以上の賛成多数をもって行う。

3. 企業価値検討委員会の審議および決議事項

企業価値検討委員会は、次の各号を決定し、決定内容および理由を取締役会に勧告する。

- ①本プランにおける対抗措置の発動の是非
- ②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
- ③大規模買付者提出情報が必要かつ十分かの判断および追加情報請求時の追加情報の範囲
- ④対抗措置の発動を株主総会に諮るか否かについての勧告
- ⑤本プランの修正または変更
- ⑥その他当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問する事項

4. 企業価値検討委員会への情報の集約

企業価値検討委員会は、大規模買付者が提供した情報、その他当社に関する事項について、必要な説明を求めることができる。

5. 外部機関からの助言

企業価値検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、シンクタンク、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

<別紙4>

企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴

1. 三ツ木 義人 (みつぎ よしひと)

【略歴】1957年12月23日生まれ

1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社 (1988年1月 (株)野村総合研究所と合併) 入社

1999年10月 同社 流通システム一部長

2001年4月 同社 人事部長

2002年4月 同社 執行役員 人事担当

2008年4月 同社 常務執行役員 流通システム事業本部長

2011年4月 同社 常務執行役員 コンプライアンス・人材開発センター・人事・総務
・情報システム・情報セキュリティ担当

2016年4月 同社 常務執行役員 関西支社長 兼 中部支社長

2017年4月 同社 理事

2019年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)

2. 井上 治夫 (いのうえ はるお) ※

【略歴】1957年12月6日生まれ

1981年4月 株式会社三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行

2008年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 執行役員 法人企画部長

2010年6月 三菱UFJニコス株式会社 常務執行役員

2011年6月 同社 取締役 兼 常務執行役員

2012年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員

2014年6月 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員

2019年6月 同社 顧問

2020年4月 双日株式会社 専務執行役員

2022年4月 同社 副社長執行役員

2023年4月 同社 顧問

2024年6月 当社 社外取締役 (予定)

※社外取締役候補者である井上治夫氏は、本年6月20日開催予定の第42期定時株主総会の承認後の取締役会承認をもって正式に就任する予定です。

3. 竹中 豊典 (たけなか とよのり)

【略歴】1957年12月11日生まれ

1981年4月 株式会社三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行

2002年1月 株式会社UFJホールディングス 経営企画主計室長 兼 株式会社UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 企画部次長

2002年10月 株式会社UFJ銀行 決済業務部長

2004年7月 株式会社UFJホールディングス 経営企画 主計室長 兼 株式会社UFJ銀行 財務部長

2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 財務企画部 副部長

2006年7月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 尼崎支社長

2009年1月 日本電子債権機構設立調査株式会社 (現 日本電子債権機構(株)) 顧問

2009年2月 同社 代表取締役社長

2016年6月 当社 社外監査役 (現在に至る)

<別紙5>

大株主の状況

2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数	持株比率
光通信株式会社	568,300株	7.51%
ユニリタ社員持株会	484,443株	6.40%
株式会社ビジネスコンサルタント	440,000株	5.81%
株式会社リンクレア	425,000株	5.61%
株式会社三菱UFJ銀行	374,800株	4.95%
株式会社クエスト	274,000株	3.62%
株式会社みどり会	270,000株	3.56%
三菱UFJ信託銀行株式会社	255,000株	3.36%
株式会社アイネット	250,000株	3.30%
日本情報産業株式会社	250,000株	3.30%

- (注) 1. 当社は、自己株式を432,873株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、発行済株式数の総数に対する所有株式数の割合は5.41%です。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の経営成績の概況

＜当期の経営成績＞

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化や緊迫する中東情勢に加え、日米間金利格差に伴う持続的な円安進行の影響を受けました。その結果、物価上昇に伴う個人消費の停滞や人手不足、資材価格の高騰による設備投資の遅れなど、多くの課題に直面しました。一方で、コロナ禍による各国の入出国制限が完全に解除されたことを機としたインバウンド需要の増加などによる人流回復が追い風となり、景況感全体としては緩やかな回復基調が続きました。然しながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクもまた、依然として続いています。

このような状況下において、国内のIT投資は、企業の好調な業況と収益改善を背景に、増加傾向が続いています。コロナ禍を契機とするデジタルシフトの機運は、今もなお衰える気配はなく、レガシーシステムのマイグレーションやダウンサイジング、クラウドへの移行と言った効率化投資が堅調に推移しています。また、事業課題解決や社会課題解決を軸とした、テーマのあるDX投資も拡大しています。大手企業を中心に、ビジネスモデルの変革やDX人材の増員および育成と内製化のための環境整備など、事業のさらなる付加価値向上を目的としたバリューアップ投資が増えています。その他、データドリブン経営の実現に向けたデータマネジメントなどへの投資も増加傾向にあります。今後、企業規模に関わらず、これらのIT投資が加速していくものと見込まれます。

当社は、このような企業のIT投資ニーズに対し「サービスシフト」でお客様の事業変革やIT課題の解決を支援しています。この「サービスシフト」の推進を通して、当社製品やサービスを活用されるお客様の利便性を向上させ、お客様と当社とのつながり方を変革し、利用価値の最大化を目指しています。そして、当期が最終年度の現中期経営計画（2021年度から2023年度）の基本方針「共感をカタチにし、ユニークを創造するITサービスカンパニーへ」の下、企業のIT課題、事業課題、そして社会課題の解決へと事業領域の幅を広げ事業を展開してきました。

このような事業環境の中、当連結会計年度の業績は、前期比増収増益となりました。売上高119億82百万円（前年同期比3.7%増）となり、利益面では、クラウドサービスセグメントの収益改善やプロフェッショナルサービスセグメントの増収効果により、営業利益10億23百万円（同11.7%増）、経常利益11億64百万円（同2.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8億15百万円（同8.4%増）となりました。

<セグメント業績>

セグメントごとの業績は次のとおりです。

		(百万円)						
セグメント	項目	1Q	2Q	3Q	4Q	4Q累計	前期	前期比増減率
プロダクトサービス	売上高	1,083	1,155	1,109	1,319	4,668	4,488	4.0%
	営業利益	246	279	223	402	1,152	1,093	5.4%
	営業利益率	22.7%	24.2%	20.1%	30.5%	24.7%	24.4%	0.3pt
クラウドサービス	売上高	767	869	817	914	3,369	3,310	1.8%
	営業利益	△31	21	△25	9	△26	△197	-
	営業利益率	-	2.4%	-	1.1%	-	-	-
プロフェッショナルサービス	売上高	1,062	988	950	943	3,944	3,750	5.2%
	営業利益	90	88	111	79	369	298	24.0%
	営業利益率	8.5%	8.9%	11.7%	8.4%	9.4%	8.0%	1.4pt

プロダクトサービス

自動化事業は、DX推進に伴うシステム更改や「2025年の崖」問題への対応ニーズの高まりに対するプロアクティブな営業活動が奏功し、マイグレーションやクラウドリフト・クラウドシフトの提案機会も増え、受注につながりました。

帳票事業は、サービスシフト戦略の主力サービスである「まるっと帳票クラウドサービス」が、法改正に伴う電子化対応の動きを追い風に提案機会が増加しました。特に固有業務の多いエンタープライズ企業の帳票運用の要件にマッチし、導入時の技術支援も含め受注が増加しました。

メインフレーム事業は、富士通（株）製のメインフレームおよび関連サービスの完全撤退を発表以降、ダウンサイジングに取り組む企業が増加したものの、金融業を中心とした延長利用企業からの継続および追加受注により、本セグメントの利益を牽引しました。

クラウドサービス

IT活用クラウド領域は、まず、データドリブン経営の実現に取り組む企業の増加やシステム統合に伴うデータ連携基盤の更改ニーズに対し、「Waha!Transformer (ワッハー・トランスフォーマー)」を含むデータマネジメントへのアプローチが奏功し、堅調に推移しました。次に、ハイブリッドワーク環境下や働き方改革を受けた業務システムやビジネスアプリケーションとの連携、利用者のアクセス管理ニーズも引き続き高く、「InfoScoop × DigitalWorkforce (インフォスkoop デジタルワークフォース)」を情報基盤とした大型のプラットフォーム構築案件により、堅調に推移しました。また、「LMIS (エルミス)」については、企業のDX推進に伴うサービス品質向上を目的としたサービスマネジメント基盤構築ニーズを捉えた案件が増加、また、パートナー企業の戦略的なアウトソーシング事業の付加価値として、「LMIS」が採用され受注が増加しました。

事業推進クラウド領域は、まず、通勤費管理システム「らくらく通勤費」が、販路拡大に向けた他社サービスの「SmartHR」や「奉行クラウド」とのシームレスな連携などが奏功し、堅調に推移しました。また、人事管理クラウドサービスの「DigiSheet (デジシート)」や「The Staff-V (スタッフブイ)」も、景気回復に伴う人材派遣業界の活況を受け、堅調に推移しました。その他、事業のデジタルサービス化を進める企業に欠かせないカスタマーサクセス活動の基盤構築を支援する「Growwwing (グローウィング)」や、取引先やパートナー企業、顧客など社外との利用シーンに適した効果的なコミュニケーションを実現する「CommuRing (コミュニング)」など、新しいクラウドサービスが新たな顧客ニーズにマッチし受注が伸長しました。

ソーシャルクラウド領域は、地域交通とその活性化を支援するデジタル基盤「Community MaaS (コミュニティマース)」が、田園都市国家構想も追い風となり、地域公共交通に課題を抱える多くの地方自治体からの案件が増加し、受注につながりました。

なお、本セグメント全体では、好調な主力サービス群の増収効果により、当期の営業利益が前期比1億70百万円改善し、26百万円の損失となりました。

プロフェッショナルサービス

コンサルティング事業は、当社グループの強みであるデータマネジメント領域において、DX推進を背景にデータドリブン経営を志向する企業からの支援依頼が増加、次に、サービスマネジメント領域では、企業の事業部門による顧客視点でのサービス事業拡大を背景に、支援依頼が増加しました。また、情報システム部門やアウトソーシング企業におけるシステム運用領域の強化ニーズの高まりを受け、受注が伸長しました。

システムインテグレーション事業は、DX推進ニーズの高まりを受けたパートナー企業からの案件増や、プロダクトサービス、クラウドサービスの両セグメントの製品を活用したグループ顧客基盤への開発案件など、高収益モデルへの転換が奏功し、収益性が向上しました。

アウトソーシング事業は、DX投資を背景としたシステム運用のアウトソーシング需要を捉え、システム運用代行サービスが堅調に推移しました。また、当社グループの各種サービスに運用サービスを加えた提案や、マイグレーション案件の増加に伴う受注が好調に推移し、当社グループ競争力の向上に寄与しました。

<脚注>

・まるっと帳票クラウドサービス

一般的な請求書の電子化やWeb配信から、多くのエンタープライズ企業に見受けられる専用封筒や専用紙を利用した郵送・宅配便などの特殊な帳票業務要件まで、幅広いアウトソーシングニーズに対応可能。帳票運用にまつわる全ての業務のDXを推進。

・Waha!Transformer (ワッハー・トランスフォーマー)

提供開始以来20年以上の運用実績を誇る、純国産のノーコードETLツール。大手企業を中心に2000ライセンス以上の導入実績を持つ。企業のビジネス環境にあわせて、基幹系システムからクラウドデータベース、Web APIやExcelファイルまで、さまざまなデータ連携を実現している。

・LMIS (エルミス)

事業者が顧客に提供するサービスを適切にマネジメントし、サービスによる課題解決と継続的なカイゼンを実現するプラットフォーム。サブスクリプション形式での提供で、導入コストやランニング費用を抑えた利用を可能にしている。

・infoScoop×DigitalWorkforce (インフォスコープ デジタルワークフォース)

利用者と管理者であるIT部門の生産性とセキュリティを向上する機能を取り揃えた働き方改革のプラットフォーム。「ポータル」「シングルサインオン」「ID管理」「API管理」「セキュアブラウザ」の5つの機能を組み合わせ、安全で快適なリモートワーク環境を構築することができる。

・DigiSheet (デジシート)

人材派遣業に特化した、勤怠業務効率化サービス。流動人材の勤怠管理業務のスピードアップ、正確性の向上、コストダウンといった業務の効率化を可能にしている。

・The Staff-V (スタッフブイ)

スタッフ管理から契約管理、顧客管理、給与管理、請求管理、勤怠管理などといった、人材派遣ビジネスに求められる管理機能がこれひとつに集約された管理サービス。

・Growwwing (グローウィング)

LTVの最大化を実現するためのカスタマーサクセス支援サービス。同サービスが持つ低コストかつ短期で導入できる顧客データの一元管理プラットフォームを使うことで、顧客の成功体験を促進させる分析、施策、活動に必要なリソースを確保する。

・CommuRing (コムリング)

顧客をはじめ、取引先やパートナー企業とのコミュニケーションの最適化を支援するコラボレーションツール。情報共有に不可欠なオンラインストレージ、ビジネスチャット、お知らせ、カレンダーなどの機能をシンプルかつコンパクトにまとめ、利用者管理の利便性を兼ね備えた「最適」かつ「安全」なコミュニケーションのデジタル化環境を提供する。

・Community MaaS (コミュニティマース)

複数の公共交通機関やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、路線検索や予約、決済などを一括で行うサービスであるMaaSに、移動の目的を促すサービスを連携させ、そのサービスで収集したデータを活用できるプラットフォーム。公共交通と地域活性化の実現を支援する。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 39 期 2020年度	第 40 期 2021年度	第 41 期 2022年度	第 42 期 (当連結会計年度) 2023年度
売 上 高 (百万円)	10,061	10,441	11,549	11,982
経 常 利 益 (百万円)	887	828	1,132	1,164
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	840	522	752	815
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	109円62銭	68円59銭	99円81銭	107円92銭
総 資 産 (百万円)	14,865	14,364	15,135	15,763
純 資 産 (百万円)	11,279	10,969	11,329	11,725
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,470円53銭	1,457円70銭	1,501円16銭	1,549円59銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビーエスピー ソリューションズ	150百万円	100.0%	ITシステム運用に関するコンサルティング及び各種ソリューションの提供
株式会社データ総研	90百万円	100.0%	データベース設計に関連したコンサルティング
株式会社ユニ・トランド	80百万円	100.0%	移動体向けIoT型ソリューション事業
株式会社ヒューアップテック ノロジー	45百万円	100.0%	人材ビジネス及び人事分野向けの総合管理システム並びにクラウドサービスの提供
株式会社ユニリタエスール	45百万円	100.0%	ITシステム運用に関する設計、構築及びアウトソーシングサービスの提供
株式会社無限	30百万円	100.0%	システムインテグレーション事業及び自社パッケージソフトの企画、開発、販売
株式会社ビーティス	25百万円	100.0%	BCP (事業継続計画) サービスの提供
株式会社ユニリタプラス	25百万円	100.0%	西日本地域における製品販売およびサービスの提供
備実必 (上海) 軟件科技有限公司	1,380千円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売

(注) 当社は株式会社ビーティスを2024年7月1日付で吸収合併することを決定しています。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

<環境認識>

コロナ禍からの脱却が進み、社会や経済活動が正常化する中で、地政学リスクや物価高等の下押しリスクは依然として存在するものの、景気は緩やかな回復基調を維持すると思われまます。また、少子高齢化による労働力人口の減少、環境問題の深刻化、地方の過疎化といった社会課題への対応について、その必要性、喫緊性がさらに増すと考えられます。

一方、当社グループのお客様をはじめとする日本企業のDXへの取り組みは、その進捗度合にレベル感はあるものの、推進からその後の効果的な活用ステージへと移行していくと思われまます。また、今後のお客様の新たな課題として、顧客との新たなつながりの再構築やサステナビリティに配慮した事業への変革、DX人材の確保および育成や企業・組織文化の改革などが顕在化していくと思われまます。また、変化の激しい市場の中で、自社の存在意義や競争優位性を確立するために、経験や勘のみに頼らず、客観的なデータに基づいた迅速な経営判断や的確な意思決定を実現するデータドリブン経営に取り組む企業も増加していくと思われまます。

<新中期経営計画「Re.Connect 2026」>

当社グループは、今期（2025年3月期）を初年度とする新たな3カ年中期経営計画（※以下、新中計）「Re.Connect 2026」を策定しました。「Re.Connect」には、様々なステークホルダーとの接点やつながり方を抜本的に見直し「再度、より良い形でつながり直す」という意味を込めています。

前中期経営計画で推進したサービスシフトへの過程でブラッシュアップした「データマネジメント」と「サービスマネジメント」をグループ共通の強みとし、「IT課題」や「事業課題」の解決、そして「社会課題」の解決へとその事業領域の幅をさらに広げる計画です。また、お客様の課題を解決するITサービスを提供しつづけていくために不可欠な人材の教育や採用に対しても積極的な投資を行います。

新中計策定にあたりユニリタグループは、グループ共通の理念として「UNIRITA Group Leadership Principles」（※以下、ULP）を策定しました。このULPを構成する「共感をカタチにし、ユニークを創造するユニリタグループへ」というビジョンのもと、「Create Your Business Value ～ITの力で、一歩先の未来を創造する～」をミッションに掲げ、社名の由来でもある「ユニーク」と「利他」を共通の価値観としビジネスを展開していきます。

<新中計「Re.Connect 2026」の重要戦略と施策>
 新中計における重要戦略と各施策は以下の通りです。

ユニリタグループ新中期経営計画「Re.Connect 2026」

重要戦略	
事業戦略	サービス提供型事業の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ①クラウド成長領域への投資の拡大 ②お客様の最適なモダナイゼーションの実現 ③製品・サービスの一部効率化と新規領域への参入検討
	新たな価値提供モデルの確立 <ul style="list-style-type: none"> ①コアコンピタンスの再定義(サービスマネジメント・データマネジメント) ②グループ横断、エコシステムによる顧客提供価値の高度化 ③社会課題事業への継続的投資とアライアンス強化
	事業プロセスの変革 <ul style="list-style-type: none"> ①サービスシフトを支える品質マネジメントの強化 ②プロセス標準化による実装、運用体制の構築 ③顧客起点での全社的カスタマーサクセス推進体制の確立
経営戦略	ユニリタグループ理念を軸とした持続的な経営と価値創造 <ul style="list-style-type: none"> ①UNIRITA Group Leadership Principles を軸とした理念経営への進化 ②事業戦略を推進する人的資本投資の加速 ③持続的な成長に向けたサステナビリティ基盤の強化

<事業戦略>

「サービス提供事業の拡大」

クラウドサービスの事業領域をDX推進から社会課題解決の領域へと拡げ、売上、利益共にユニリタグループの主力事業へと成長させます。また、既存のお客様をはじめ、多くの企業にとってDX推進の課題となっているレガシーなIT環境の刷新ニーズを追い風に、前中期経営計画で推進してきた「サービスシフト」をさらに加速させます。これらの実現性を確実なものとするために、ユニリタグループのリソースの効率化を戦略的に実施していきます。

「新たな価値提供モデルの確立」

データドリブン経営による事業の付加価値向上を目指すお客様に対し、当社グループのコアコンピタンスである「サービスマネジメント」と「データマネジメント」でその経営サイクルを支援します。また、グループ各社の事業をエコシステムでつなぎ、提案の幅を広げ、高付加価値なサービスやソリューションの提供を図ります。さらに、社会課題を解決する事業への継続的投資とアライアンスの強化を進めます。

【事業プロセスの変革】

品質マネジメント体制を強化することで、サービス提供品質の継続的な改善を実施していきます。また、ユニリタグループのバリューチェーンを最適化し、将来に渡るビジネスのスケールアップに対応します。さらに、お客様に製品やサービスを最大限に活用していただくことを重視したカスタマサクセス推進体制を確立し、競争優位性と事業の収益性を高めていきます。

<経営戦略>

【ユニリタグループ理念を軸とした持続的な経営と価値創造】

ユニリタグループが目指す理念経営に向け、ULPを軸とした価値観の共有による組織文化づくりと、一人ひとりが働きやすい環境で働きがいを持つためのエンゲージメント強化を図り、社員と会社全体の成長につなげていきます。さらに、ダイバーシティマネジメントや健康経営への取り組みを推進し、サステナビリティ基盤を強化します。これらの人材戦略と施策の推進を通じて人材価値と企業価値向上の最大化を図っていきます。

ユニリタグループは、グループ各社が持つ「コンサルティング」「プロダクト＆サービス」「システム開発」「アウトソーシング」をグループエコシステムとして強化し、新中計「Re.Connect 2026」の重要戦略および各施策を着実に実行することで、お客様のサステナブルな発展に貢献してまいります。

(5) **主要な事業内容 (2024年3月31日現在)**

企業向けデータ活用とシステム運用に関する製品・サービス開発と販売、周辺システム開発、コンサルティング事業

(6) **主要な営業所 (2024年3月31日現在)**

本社 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟
名古屋営業所 名古屋市西区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル

(7) **従業員の状況 (2024年3月31日現在)**

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
668名	1名減

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
292名	4名増	40.1歳	12.7年

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。また、平均年齢および平均勤続年数の小数点第2位以下は四捨五入して記載しております。

(8) **主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)**

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、2024年7月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社ビーティスを吸収合併することを決議しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,000,000株 |
| ③ 株主数 | 5,255名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
光 通 信 株 式 会 社	568,300株	7.51%
ユ ニ リ タ 社 員 持 株 会	484,443株	6.40%
株 式 会 社 ビ ジ ネ ス コ ン サ ル タ ン ト	440,000株	5.81%
株 式 会 社 リ ン ク レ ア	425,000株	5.61%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	374,800株	4.95%
株 式 会 社 ク エ ス ト	274,000株	3.62%
株 式 会 社 み ど り 会	270,000株	3.56%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	255,000株	3.36%
株 式 会 社 ア イ ネ ッ ト	250,000株	3.30%
日 本 情 報 産 業 株 式 会 社	250,000株	3.30%

- (注) 1. 当社は、自己株式を432,873株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役 員 区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	6,994株	4名

- (注) 当社の株式報酬制度に基づき非金銭報酬等として交付されたものであり、その内容につきましては、後記「2.(3).⑤取締役および監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役 社長執行役員	北 野 裕 行	経営戦略本部・内部監査室担当
取 締 役 常務執行役員	藤 原 達 哉	クラウドサービス事業本部長 (株式会社ビーエスピーソリューションズ代表取締役社長)
取 締 役 上席執行役員	野 村 剛 一	プロダクトサービス事業本部長 兼 メインフレーム部長 (備実必(上海)軟件科技有限公司董事長)
取 締 役 上席執行役員	金 子 紀 子	グループ業務本部長
取 締 役	三ツ木 義 人	
取 締 役	原 大	
常 勤 監 査 役	竹 中 豊 典	
監 査 役	御子柴 一 彦	(小沢・秋山法律事務所)
監 査 役	佐 藤 昌 敏	

- (注) 1. 取締役 三ツ木義人氏および原大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、三ツ木義人氏および原大氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 竹中豊典氏は、大手金融機関勤務の経験から財務・会計に関する適切な知見を有しております。
4. 監査役 御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、監査役としての職務を遂行するうえでの相当の見識、経験等を有しております。

5. 当社は執行役員制を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。
- 上席執行役員 吉田 一也 クラウドサービス事業本部副本部長 兼 ITイノベーション開発センター長
(株式会社ヒューアップテクノロジー 代表取締役社長)
- 上席執行役員 小野 俊治 プロダクトサービス事業本部副本部長 兼 サービスプラットフォーム部長
(株式会社ユニリタプラス 代表取締役社長)
- 上席執行役員 伊藤 正人 経営戦略本部本部長 兼 経営企画統括部長 兼 広報IR室長
- 執行役員 加藤 亮 経営戦略本部経営管理部長 兼 品質保証室長
- 執行役員 清水 義仁 セールスユニット ゼネラルマネージャー

- ② 事業年度中に退任した取締役および監査役
2023年6月22日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、取締役 竹藤浩樹氏は任期満了により退任いたしました。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。
- ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および社外取締役、監査役および社外監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の善意かつ重大な過失がない場合に損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為があった場合には補填の対象としないこととしております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	133 (13)	101 (13)	17 (-)	14 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25 (25)	25 (25)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	159 (39)	127 (39)	17 (-)	14 (-)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2023年6月22日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち、社外取締役0名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第33期定時株主総会において年額3億5000万円以内（ただし、使用人分給与は含みません）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第24期定時株主総会において年額4500万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 業績連動型報酬等の内容、指標の選定理由および算定方法は、後述の「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。算定する指標となる「連結売上高」および「親会社株主に帰属する当期純利益」は、「1.(2) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
6. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容は、後述の「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、その交付状況は「2.(1).⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
7. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に対する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、2022年6月23日開催の第40期定時株主総会において、従来の取締役の報酬額の範囲内で年額4000万円以内とし、各事業年度において割当てる当社の普通株式の総数は年22,000株を上限とすることを決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役報酬の基本方針

- ・業績および中長期的な企業価値向上への貢献を重視した報酬体系とし、株主と価値観・評価目線を共有できるものとします。
 - ・当社役員の役割および職責に相応しい水準とします。
- b.取締役報酬ガバナンス
- ・取締役会は、取締役の個人別の報酬額の決定権限を、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、半数以上の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に委任します。
 - ・指名・報酬委員会の委員は、代表取締役社長 北野裕行氏、独立社外取締役 三ツ木義人氏、独立社外取締役 原大氏となります。
- c.取締役報酬の決定プロセス
- ・取締役の個人別報酬額は、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審議のうえ決定します。
- d.報酬構成
- ・当社取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、毎月一定額の金銭を支給する「基本報酬」および「業績連動報酬」と、毎年1回、一定の時期に支給する「非金銭報酬」で構成しております。それぞれの報酬の構成割合は、権限、期待範囲(成果責任)、難易度を基に決定したミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた報酬基準額を、役位に応じて概ね「基本報酬」75～80%・「業績連動報酬」10～12.5%・「非金銭報酬」10～12.5%の比率で決定しております。また、「基本報酬」および「業績連動報酬」については、それぞれの評価に応じて増減させるものとします。
 - なお、社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成しております。
- e.基本報酬の額の決定に関する方針
- ・基本報酬の額の決定方法は、権限、期待範囲(成果責任)、難易度を基に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた基本報酬基準額に対して、前年度の定性評価を反映し、毎年7月に改訂します。
 - ・定性評価は、使用指標として①中長期的企業価値貢献に資する施策(資本政策、M&A、事業提携、新規事業推進等)、②担当部門の業務執行の成果(業績、利益の貢献、人材育成、内部統制の執行状況等)、③経営参画貢献度(経営会議、取締役会での意思決定参画、グループ連結貢献、横断プロジェクト牽引、特別事項対応等)を評価し算定します。(変動幅：±5%)
 - ・社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬としております。
- f.業績連動報酬の額の決定に関する方針
- ・業績連動報酬の額の決定方法は、権限、期待範囲(成果責任)、難易度を基に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた業績連動報酬基準額に対

して前年度の定量評価を反映し、毎年7月に改訂します。

- ・定量評価は、業績指標として連結売上高と親会社株主に帰属する当期純利益を採用し、そのなかでも親会社株主に帰属する当期純利益をより重視します。当該指標を選択した理由は、中期経営計画における経営上の目標の達成状況を判断し、会社業績との連動性を高め、かつ客観性および透明性を高めるためであります。また算出比率については、前年比と予算比を使用し、そのなかでも計画に対する進捗を評価するうえで予算比を重視し算定します。(変動幅：0～200%)

g.非金銭報酬の額の決定に関する方針

- ・非金銭報酬の額の決定方法は、権限、期待範囲（成果責任）、難易度を基に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた非金銭報酬基準額に応じて、毎年定時株主総会以降の取締役会にて譲渡制限付株式を付与します。譲渡制限期間の満了その他の事由に該当した場合、譲渡制限を解除いたします。

h.取締役の個人別報酬が報酬方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

- ・個別の取締役の報酬は、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審議のうえ決定しており、取締役会は、取締役の個人別報酬が報酬方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役 御子柴一彦氏は、小沢・秋山法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役職	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役 ⁶ に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	三ツ木 義人	<p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。長年にわたる大手IT企業の実務と役員経験をもとにしたIT企業経営に関する高い見識から、取締役会では経営、コーポレートガバナンス、資本政策、内部統制等について、適宜監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会 10回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬について審議・決定を担っております。</p>
取締役	原 大	<p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。長年にわたる大手金融機関ならびに事業会社における企業経営に携わった経験と高い見識から、取締役会では経営、コーポレートガバナンス、資本政策、内部統制等について、適宜監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会 10回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬について審議・決定を担っております。</p>
監査役	竹中 豊典	<p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。大手金融機関勤務ならびに事業会社における代表取締役社長としての長年にわたる経営実務経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監査役	御子柴 一彦	<p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門知識と上場会社における法務業務に精通し、その経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監査役	佐藤 昌敏	<p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。上場IT企業に長年勤務し取締役を務めた経営実務経験に加え、同企業グループ子会社の監査役を務めた豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様にも長期にわたって安定的な利益還元を行うことを経営の重要課題と認識しております。配当による利益還元につきましては、株主資本配当率（DOE:Dividend on Equity Ratio）を採用し、資本効率ならびに財務の健全性を踏まえた株主還元を行ってまいります。そして、1株当たりの配当金（普通配当）は、維持もしくは増配を基本方針といたします。なお、定款第48条にて「剰余金の配当その他会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」ものとしております。

上記方針の下、当期については、1株当たり中間配当34.00円、期末配当としては、1株当たり34.00円とし、年間で68.00円の配当とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[11,665,159]	【流動負債】	[3,815,005]
現金及び預金	9,892,491	買掛金	395,062
売掛金	1,351,242	未払法人税等	278,470
契約資産	55,800	前受収益	1,787,826
棚卸資産	42,822	賞与引当金	307,690
その他の	322,845	その他の	1,045,954
貸倒引当金	△42		
【固定資産】	[4,098,044]	【固定負債】	[222,208]
(有形固定資産)	(94,608)	長期未払金	97,924
建物	37,152	繰延税金負債	45,043
工具、器具及び備品	56,987	退職給付に係る負債	79,239
車両運搬具	46		
土地	422	負債合計	4,037,213
(無形固定資産)	(823,878)	純資産の部	
ソフトウェア	498,992	【株主資本】	[11,226,467]
のれん	320,587	資本金	1,330,000
その他	4,299	資本剰余金	1,590,730
(投資その他の資産)	(3,179,556)	利益剰余金	8,965,283
投資有価証券	2,844,767	自己株式	△659,546
繰延税金資産	117,973	【その他の包括利益累計額】	[499,522]
差入保証金	173,395	その他有価証券評価差額金	479,033
その他	43,420	為替換算調整勘定	20,488
資産合計	15,763,203	純資産合計	11,725,989
		負債純資産合計	15,763,203

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,982,266
売上原価	5,166,834
売上総利益	6,815,432
販売費及び一般管理費	5,792,406
営業利益	1,023,025
営業外収益	147,133
受取利息	2,792
受取配当金	114,211
受取為替差益	1,026
受取保険配当金	9,822
その他	19,279
営業外費用	6,142
支持分法に よる 投資損	35
口ミッ ト メ ン ト フ ィ	5,107
経常利益	1,000
特別利益	1,164,016
投資有価証券売却益	78,881
特別損失	12,284
固定資産売却損	190
固定資産除却損	139
投資有価証券評価損	11,953
税金等調整前当期純利益	1,230,613
法人税、住民税及び事業税	419,747
法人税等調整額	△5,109
当期純利益	815,975
親会社株主に帰属する当期純利益	815,975

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[7,773,147]	【流動負債】	[2,501,221]
現金及び預金	6,534,117	買掛金	156,663
売掛金	601,068	未払金	276,724
契約資産	39,274	未払費用	297,910
仕掛品	393	未払法人税等	172,336
前払費用	168,123	未払消費税等	54,711
関係会社短期貸付金	1,006,000	前受収益	1,367,655
その他の	110,168	預り金	19,085
貸倒引当金	△686,000	賞与引当金	156,134
【固定資産】	[4,498,783]	【固定負債】	[135,077]
(有形固定資産)	(53,838)	長期未払金	71,526
建物	16,845	繰延税金負債	42,988
工具、器具及び備品	36,946	退職給付引当金	20,562
車両運搬具	46	負債合計	2,636,299
(無形固定資産)	(252,031)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	249,669	【株主資本】	[9,156,597]
電話加入権	2,361	(資本金)	(1,330,000)
(投資その他の資産)	(4,192,913)	(資本剰余金)	(1,461,833)
投資有価証券	2,844,767	資本準備金	1,450,500
関係会社株式	1,224,464	その他資本剰余金	11,333
関係会社出資金	18,003	(利益剰余金)	(7,032,734)
出資金	10,117	利益準備金	120,000
関係会社長期貸付金	64,000	その他利益剰余金	6,912,734
差入保証金	93,513	別途積立金	1,982,200
その他の	2,046	繰越利益剰余金	4,930,534
貸倒引当金	△64,000	(自己株式)	(△667,970)
資産合計	12,271,930	【評価・換算差額等】	[479,033]
		(その他有価証券評価差額金)	(479,033)
		純資産合計	9,635,631
		負債純資産合計	12,271,930

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,093,918
売上原価	1,648,992
売上総利益	4,444,925
販売費及び一般管理費	4,104,037
営業利益	340,888
営業外収益	248,558
受取利息	14,551
受取配当金	118,406
受取事務手数料	96,358
保険配当金	8,577
為替差益	1,368
その他	9,295
営業外費用	101,000
コミットメント引当金繰入	1,000
経常利益	488,446
特別利益	78,881
投資有価証券売却益	78,881
特別損失	11,701
投資有価証券評価損	11,701
税引前当期純利益	555,626
法人税、住民税及び事業税	196,404
法人税等調整額	△4,124
当期純利益	363,345

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三島徳朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉川一志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニリタの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニリタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三島徳朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉川一志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニリタの2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、2023年6月22日開催の監査役会において監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担を協議し、決定いたしました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の付議議案についての事前審査、各監査役の活動状況およびその結果の共有ならびに意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、3名の監査役のうち2名の監査役が一部の子会社の監査役を兼務し、担当子会社の取締役会に出席するとともに、他の子会社を含めて子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、その事業および財産の状況を調査いたしました。また、グループ監査の観点からは、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等をいたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に監査計画につき協議を行い、実施した監査の結果について監査終了の都度、監査役会等において報告を受け、意見交換を行い、内部統制システムの構築および運用状況について協議いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社ユニリタ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 竹 中 豊 典 ㊟

監査役（社外監査役） 御子柴 一 彦 ㊟

監査役（社外監査役） 佐 藤 昌 敏 ㊟

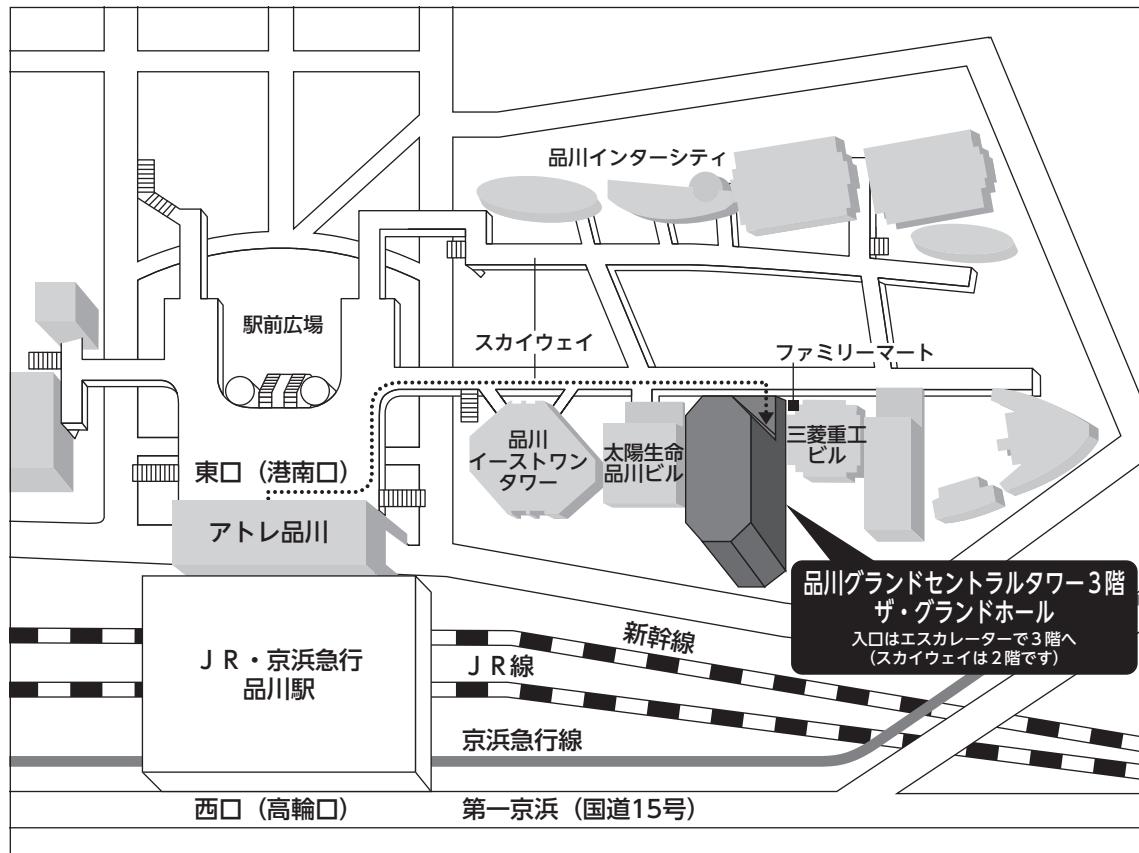
以上

株主総会会場ご案内図

開催日時：2024年6月20日（木曜日）午後1時（正午より受付開始）

会場：東京都港区港南二丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー3階「ザ・グランドホール」



交通のご案内

J R品川駅東口（港南口）より徒歩5分

港南口方向へ連絡通路を進み、港南口右手スカイウェイ経由で、
直接品川グランドセントラルタワーよりご入館願います。

※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

車いすにてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。

ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。

